真妻やまびこ塾規約

（名称）

1. 本会は、真妻やまびこ塾（以下「本会」という。）と称する。

（目的）

1. 本会は、会員自らが積極的な活動を行い、会員相互の協力の下、地域の活性化、住民の生活向上を図るとともに、真津地域全体の発展はもとより、町の活性化に寄与することを目的とする。

（事業）

1. 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
2. 真妻地域の恵まれた自然、産物、歴史、文化等を活用した地域活性化の計画を、実践していく。
3. 広く地域住民参加により効果的かつ有効的な施策を展開する。
4. 町内各イベントへの積極的な参加及び地域でのイベント開催による地域間交流、都市との交流を図るとともに、真妻地域のPRに努める。

（役）

第４条　本会に次の役員を置く。

1. 塾長　１名　（２）副塾長　３名（内女性1名）　（３）理事　若干名
2. 幹事２名

（任期）

1. 役員の任期は2年とする。

付則　この規約は、平成１１年２月１８日より施行する。